

千葉県教育委員会会議議事録

令和4年度第9回会議（定例会）

1 期 日 令和4年12月21日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時25分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長	佐々木 悟
企画管理部	
企 画 管 理 部 長	長谷川 聡
教 育 総 務 課 長	富田 浩明
財 務 課 長	勝 直人
教育振興部	
教 育 振 興 部 長	浅尾 智康
学 校 危 機 管 理 監	中西 健
教 育 振 興 部 次 長	中臺 一仁
生 涯 学 習 課 長	鈴木 真一
学 習 指 導 課 長	石川 康浩
特 別 支 援 教 育 課 長	松田 厚
教 職 員 課 長	原 義明
企画管理部	
教 育 総 務 課 人 事 班 長	村松 信郎
同 副主査	谷 亮太郎
財 務 課 予 算 班 副 主 査	新井 翔太
同 副主査	吉田 太陽
教育振興部	
学 習 指 導 課 主 幹 兼 高 等 学 校 指 導 室 長	中村 孝幸
同 主 席 指 導 主 事	小山 雄一郎
同 指 導 主 事	森川 容江
同 指 導 主 事	左口 孝史
特 別 支 援 教 育 課	
主 幹 兼 教 育 課 程 指 導 室 長	松見 和樹
同 指 導 主 事	平井 綾子
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長	工藤 秀昭
同 主 席 管 理 主 事	山中 敬生
同 管 理 主 事	片岡 大輔

同	管理主事	村井	孝司
同	管理主事	鈴木	保博

事務局

企画管理部教育総務課			
主幹兼委員会室長	佐藤	祐児	
同	副主幹	阿部	竜作
同	主査	赤羽	大輔
同	主査	伊能	昌邦

4 教育長開会宣告

5 議事録署名人の指名 貞廣 齋子 委員

6 令和4年度第8回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第34号議案から第41号議案の議案8件、第14号報告の報告議案1件である。第38号議案から第41号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員にお願いする。

9 審議事項

第34号議案 令和6年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程について

【学習指導課長】

この入学者選抜の日程は、「県立高等学校管理規則」第25条の規定を受けて、生徒の募集及び入学者の選抜方法等の一部を決定するものである。入学者選抜については、「出願期間は、志願者がゆとりある出願をできること」「志願の変更等、志願者が家庭や学校で十分相談した上でできること」など、志願者及び学校にとって余裕のある日程となるよう配慮している。

令和6年度選抜のうち、「一般入学者選抜等」について主な日程を説明する。願書提出は令和6年2月6日、7日及び8日、志願変更等は2月14日及び15日、本検査は2月20日、21日の2日間で実施する。20日には3教科の学力検査を、21日には2教科の学力検査と各学校が設定する検査を実施する。また、インフルエンザ罹患等、やむを得ない理由により本検査を全く受検できなかった志願者を対象に、追検査を2月29日に実施する。なお、令和6年度選抜は、インフルエンザ罹患等で本検査を受検できなかった志願者が体調を整えた状態で追検査を受けることのできるよう、また、高等学校側が採点業務等に余裕をもって当たれるよう、本検査と追検査の日程の間隔を今年度より1日広げた日程としている。入学許可候補者の発表は、3月4日に、本検査と追検査を併せて発表する。

以下、第2次募集、定時制の課程の追加募集、通信制の課程の三期入学者選抜、三部制の定時制の課程の秋季入学者選抜、通信制の課程の四期（秋季）入学者選抜の日程である。なお、入学者選抜の具体的な方法等を定めた選抜要項については、令和5年度の教育委員会会議で諮ることとなるが、日程については、中学校及び高等学校において計画的で円滑な学校運営が図

れるよう、できるだけ早く決定する必要があるので、今回、先立って提案した。この入学者選抜の日程が議決されたら、関係機関に通知するとともに、報道発表する。

【井出教育長職務代理人】

第34号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第34号議案は、原案どおり可決する。

第35号議案 令和6年度千葉県県立中学校入学者決定の日程について

【学習指導課長】

本議案は、「県立中学校管理規則」第25条の規定により、入学者決定の日程を決定するものである。入学願書の提出は、令和5年11月20日（月）～22日（水）とする。一次検査は令和5年12月9日（土）に実施し、一次検査の発表は同12月20日（水）とする。一次検査で合格となった場合、志願者は、中学校では調査書に該当する報告書を、令和6年1月10日（水）～11日（木）に志願する学校に提出する。二次検査は、同1月24日（水）に実施し、結果発表は令和6年1月31日（水）とする。小学生が予め自分の進路について計画し、準備しやすいように令和5年度入学者決定と同日程とした。なお、入学者決定の具体的な方法等を定めた決定要項については、令和5年度の定例教育委員会会議で諮る予定である。ただし、日程については、県内各小学校と県立中学校において、計画的で円滑な教育活動が行われるよう、決定要項に先立って本日御審議をお願いするものである。この入学者決定の日程が議決されたら、関係機関に通知するとともに、報道発表する。

【岡本委員】

二次検査の結果発表について、1月31日ということで、2月1日の私立中学校の入学試験の日程を考慮していただき感謝する。定員を定めた法律等の関係から、追検査はできないということについては受検者等を含めた関係者には周知していただきたい。

【学習指導課長】

追検査が行われないことについては実施要項説明会等で周知している。

【井出教育長職務代理人】

第35号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第35号議案は、原案どおり可決する。

第36号議案 令和6年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考の日程について

【特別支援教育課長】

令和6年度の入学者選考の日程については、令和5年度と大きな変更点はない。県立特別支援学校の入学者選考の日程については、大きく3種類ある。まず一つ目は、幼稚部、高等部普通科、高等部専門学科（千葉盲学校（総合生活科）及び千葉聾学校（産業技術科、理容科）、高等部専攻科（千葉聾学校の理容科））の入学者選考である。高等学校の入学者選抜に準じて2月20日、21日に実施する。二つ目は、高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）の入学者選考を、1月11日、12日に実施する。この選考日を1月に設定している理由は、この選考で不合格となった場合、高等部普通科の受検を可能とするためである。また、インフルエンザ等感染症罹患者の受検機会確保のため、本選考1日目以降7日間をあけて追選考を実施する。三つ目は、高等部専門学科（千葉盲学校（保健医療科））、高等部専攻科（千葉盲学校（理療科、保健医療科））の入学者選考を2月6日、7日に実施する。この選考日を2月初めに設定している理由は、あん摩・マッサージ・指圧師等国家試験が、2月下旬に千葉盲学校を会場として実施されるためであり、その時期と重複を避け、日程を設定している。

選考要項については、令和5年5月の教育委員会会議で、諮る予定である。また、この選考日程は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のウェブページで公表する。

【井出教育長職務代理者】

第36号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第36号議案は、原案どおり可決する。

第37号議案 平成十七年千葉県教育委員会告示第四号の一部を改正する告示について

【学習指導課長】

本議案は、「千葉県個人情報保護条例」第28条に基づき、平成十七年千葉県教育委員会告示第四号で定められている、口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正についてである。

千葉県公立高等学校入学者選抜は、一般入学者選抜においては、5教科の学力検査及び学校設定検査を実施している。学校設定検査とは、面接、集団討論、作文、学校独自問題による検査など、各学校が期待する生徒像に示した生徒を選抜するために、独自に実施しているものである。入学者の選抜に当たっては、学力検査の成績と学校設定検査の結果に加え、調査書等の書類等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定する。現行では、千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報としては、「学力検査の総合得点及び教科別得点」、「学校独自問題による総合得点及びその教科別得点」、「調査書」となっており、これらについては、受検した学校にて、口頭開示処理表に必要事項を記入し、校長が、受検票等で本人確認を行うことによって、閲覧することが可能となる。

令和4年度の入学者選抜より、学校設定検査における「その他の検査」として、「思考力を問う問題」を千葉高等学校が実施した。「思考力を問う問題」とは、県が作成した問題で、国語、数学、英語の内容で構成され、思考力や表現力を問う、難易度の高い問題である。今年度は、新たに千葉東高校と東葛飾高校を加えた3校が実施を予定している。現状では、この問題の開示には、自己情報開示請求を行う必要があるが、評価基準も県が示していることから、学力検査と同様に、手続きが容易な口頭による開示請求を行うことで、受検者の利便性向上につなげたいと考え、平成十七年千葉県教育委員会告示第四号の一部を改正する。今回の改正では、

下段の現行にあるとおり、開示する内容について、「学校独自問題による検査の総合得点及びその教科別得点」だったものを、上段の改正案として、開示する内容に、「その他の検査」として、実施されている「思考力を問う問題」による検査の得点を、付け加えることとしたものである。

【井出教育長職務代理者】

第37号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第37号議案は、原案どおり可決する。

第14号報告 教育委員会所管に係る令和4年度12月補正予算案（追加提案分）について

【財務課長】

本件は、令和4年度12月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年12月6日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で審議する時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、12月7日に知事に対して、本委員会として異議ない旨、回答したことを報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、8,700万円の増額であり、補正前の額と合わせますと予算額は3,636億2,898万8千円となっている。なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、記載のとおりとなっている。

次に補正予算に係る内容について、4事業内容(1)「こどもの安心・安全対策支援事業」は、幼稚園等の送迎用バスに子どもが取り残されていないか確認する安全装置の設置や、幼稚園への登園状況などを確認する登園管理システム・見守りタグの導入を実施する市町村を支援するもので、4,700万円を増額する。(2)「県立特別支援学校スクールバスへの安全装置の設置」は、(1)の幼稚園等の送迎用バスと同様に、県立特別支援学校のスクールバスに安全装置を設置するもので、4,000万円を増額する。この補正額には、登園管理システムや見守りタグの導入経費を計上していないが、補助対象となる幼稚園の児童は全員保護者が送迎し、体調確認などをしながら対面で引き渡しているため、登園状況の把握が必要ないことから計上していない。なお、(1)(2)は国の補正予算を活用して実施するもので、いずれも年度内で執行できない場合を想定し、繰越明許費を設定している。

【花岡委員】

送迎用バスへの安全装置の設置について、送迎用バス1台当たり18万円の補助額となっているが、これは安全装置の全てがつけられる金額なのか。

【財務課長】

詳細については国の方で固まっていないところではあるが、今現在の状況として、国が想定している金額が18万円であるため、それで装置が付けられると見込んでいる。

第14号報告は以上。

委員報告 1000か所ミニ集会への参加について

【永沢委員】

11月24日に県立木更津高校で実施された1000か所ミニ集会に参加したので報告する。参加者は19名で、保護者、町内会会長、近隣の幼稚園の園長や小中学校の校長、木更津市学び支援センターの所長など様々な立場の方が参加していた。木更津高校は、新しい課題に挑戦してやり遂げる力「開拓力」を持つ人材の育成を目指している学校であり、理数科と普通科いずれの生徒も3年間の課題研究を行い、校内・地域・研究会など様々な場所で探求の成果を発表している。地域の住民の興味をひきやすいように、基礎知識を持たない人でも理解しやすいようにとプレゼンテーションの工夫をしたり、質問されたことに答えたりしていくことで、生徒の表現力やコミュニケーション力が高まっていくようであった。集会でも、生徒たちがパソコンを使って探求の成果を発表した。参加者が手元のタブレットに感想を打ち込むと、すぐにスクリーンに反映されるという授業さながらのICT機器の活用方法も見ることができた。地域の人達が学校の取組を知る機会があり、子どもたちから大人が学ぶ機会もあり、学校と地域が連携して子どもたちの成長を見守る関係が築かれているようであった。

<傍聴・報道 退出>

第38号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第39号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第40号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第41号議案 学校職員の懲戒処分について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和5年1月18日 署名人